

令和5年度原子力規制委員会

第6回会議議事録

令和5年4月18日（火）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第6回会議

令和5年4月18日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求める指導文書の発出
- 議題2：「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」における検討状況（中間報告）（第2回）
- 議題3：第58回技術情報検討会の結果概要

○山中委員長

それでは、これより第6回原子力規制委員会を始めます。

本日の原子力規制委員会は、田中委員がオーストリアで開催中のAdSec（核セキュリティ諮問委員会）の会合に出席のため、欠席となります。

最初の議題は「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求める指導文書の発出」です。

説明は、地震・津波審査部門の内藤管理官からお願いいたします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の管理官の内藤です。

お手元の資料1に基づきまして、御説明させていただきます。

1. ということで趣旨を書いておりますけれども、先週の取締役社長との意見交換の結果を踏まえまして、敦賀発電所の設置変更許可申請書の補正を求める指導文書の発出の決定について、御議論いただきたいというものでございます。

発出する文書の案でございますが、次のページでございます。

日本原子力発電株式会社取締役社長宛てに、原子力規制委員会のNRA文書をつけた形で発出を考えております。件名は「敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正について（指導）」という形で件名にしております。

中身ですけれども「原子力規制委員会は、平成27年11月5日付総室発第78号（令和4年1月12日付総室発第78号をもって一部補正）をもって申請のあった件について、これまでの審査資料の誤りを巡る経緯を踏まえ、今後の審査を進めるため、貴社に対し、下記の対応を求めます」。

記といたしまして、二つ書いてございます。

一つ目が、本件申請のうち、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性に関係する部分について、補正を行うこと。

2. ですが、上記1. の申請書を令和5年8月31日までに提出すること。

以上という形にしております。

この指導文書の発出につきまして、原子力規制委員会の方で御議論いただき、決定いただければと思います。

以上でございます。

○山中委員長

委員の方から御質問、御意見はございますか。

○石渡委員

石渡です。

一つ確認したいのですが、この文書の番号は、平成27年の文書は向こうが出した、これは申請書ですよ。これが78号で、令和4年に出した文書も78号で、これは同じ番号の文書を何回も出すということで間違いはないのかということと、それから「下記の対応

を求めます」とですます調になっているのですけれども、これは、いつもこういう文書はですます調なのですかという、その2点をお答えください。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

番号自体は78号ということで番号は一緒のように見えますけれども、年ごとに番号をつけていますので、違う番号という形になっています。事務的にはもう一度確認はさせていただきます。

「下記の対応を求めます」という形ですけれども、これは通常、ですます調で書いているというものでございます。

○石渡委員

分かりました。番号の確認をお願いします。

○山中委員長

そのほかはございますか。よろしいですか。

私の方からも特にございませんけれども、番号の確認を今すぐする必要があるれば、していただいて、文書を確定しないといけないのですが。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

今、確認をさせていただきますので、終わりまでに結果について御報告させていただきます。

○山中委員長

そうしましたら、文書の番号を確認いただいた後に決定したいと考えます。

それでは、どうしましょう。待っていますか。それとも次の議題に移りますか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

ちょっと確認しますので、議題を進めていただいて、戻ってまいります。

○山中委員長

それでは、しばらく待っていきましょう。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

議題を進めていただいて、確認次第、戻ってまいります。

○山中委員長

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は「『高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム』における検討状況（中間報告）（第2回）」です。

説明は、原子力規制企画課の金城課長、総務課の黒川課長からお願いいたします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

それでは、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

まず「趣旨」のところですがけれども、発電用原子炉の安全規制に関する検討チームの検討状況について、つい先日も報告いたしましたけれども、今回もその検討状況の報告と、

あと「分かりやすい説明資料」、これについては、公開することの了承について諮るものであります。

ということで、報告と了承事項の二つあるのですけれども、この報告事項は若干議論が必要になると思いますので、まず、この資料説明はどうしましょう。議論事項までをまず説明させていただいて、その後「分かりやすい説明資料」に入りたいと思います。

○山中委員長

そのようにしてください。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

分かりました。

こちらにございますように、まず「2. 経緯」にございますように、この前、引き続き検討が必要な論点といったことで二つ御説明いたしましたけれども、60年目の「追加点検」や「設計の古さ」についての対応について、先日の検討チームで議論した次第でありますので、まずはその概要の報告をいたします。

その検討状況と残された論点、3. のところですが、ここで議論しているものは三つの柱があって、三つ目の柱が「分かりやすい説明資料」なので、それは後ほど説明いたしますけれども、二つの柱です。

まず、一つ目の柱が、新しい長期施設管理計画の認可制度への移行に当たっての制度設計のための検討でありますけれども、前回の検討チームでは二つ議論がございまして、まず、新しく明確に導入しますサプライチェーンの管理、こちらの方は国際的なプラクティスや事業者の取組状況を用いまして議論を行いましたけれども、こちらの議論は、仕組みが体系的に定められて、そういった下でプロアクティブな活動がなされて、仕組みが有効に機能しているかといったものを確認していくといったことで、こちらの方は特に大きな異論はなく、方針を確認した次第でございます。

もう一つのこの移行に当たっての中では、劣化評価の評価期間といったものの議論がございました。これは、要は、事業者に劣化評価をさせるのですけれども、いろいろな予測の最終的な終期に関する議論ですが、まずはこの劣化評価の目的ですが、技術基準に適合する見込みがあるかどうかに加えて、通常の保全に加えて実施すべき保全策を抽出するということであるため、これまでの高経年化評価、既に30年目からやっているものですけれども、60年までを想定して評価してきた実績や、運転を見込んでいた期間を評価期間とするのが国際的にも例が多いといったことを踏まえて、新しい制度でも60年をベースに運転を見込んでいた期間とする方向で議論いたしました。ただ、いろいろとこの検討チームでは改めて検討が必要ということで、引き続き検討を進めていくこととしています。

この部分の論点ですが、下に四角で囲ってございます。この劣化評価は、今説明しましたとおり、この長期施設管理計画といったものが現行の制度の二つの制度、運転期間延長といったものと高経年化技術評価の二つの制度が合体したものでありますので、一

つ目は、運転期間延長で見えていた技術基準の適合性、二つ目としては、発電用原子炉施設の運用期間全体を通じた劣化を管理するための保全策が災害の防止上支障がないというのを、この新しい制度の中でも2点確認することとしています。

そうしたことを踏まえて、劣化評価の評価期間は現行も60年までやっていますので、当然、それを下回るということはなくて、60年以上であって、あと、事業者がこれからどう運転期間を見込むかといったこともございますけれども、国際的な状況とかも踏まえて、事業者が運転を見込んでいる期間とすることとするかといったことが論点として残ってございます。

いずれにしても、こちらの件、この制度移行の議論は、今後、検討チームの議論を踏まえて規則、基準、ガイド等の具体化を進めるとともに、事業者からの意見聴取を行って記載事項の検討を進めることとしております。

続けて、二つ目の柱でありますけれども、いろいろな新たな技術的な検討といったことで、こちらは先ほど二つ言った「追加点検」や「設計の古さ」が論点になっておりますけれども、その一つ目、60年を超える場合の追加的な点検・評価といったところでございます。

こちらは前回の検討チームでの議論では、60年目以降の追加点検の考え方のフロー図を示して議論を行いました。

このフロー図ですけれども、本日の後ろの参考資料の20ページ目を御覧いただけますでしょうか。20ページ目にそのときに用いたフロー図を示しておりますけれども、これ、大きくフローは左側のフローと右側のフローがございます、左側のフローは、いろいろな運転履歴や最新知見を踏まえて、いま一度点検項目を、特別点検を議論したときと同じフローで抽出してみようといったフローで、検討チームでも左側についてはそんなに異論はなかったと考えてございます。むしろこの右側、40年目に行った特別点検を実施した、そういったことも踏まえてのフロー図、こちらの方が議論がございました。

説明はまた2ページ目に戻らせていただきます。

そういった二つのフローを示しながら議論しましたけれども、検討チームの議論では、まず、いろいろと御意見がありましたのが、厳しい規制を行うとしているのであるから、60年目以降の追加点検も40年目の特別点検で行った点検を全て実施すべきではないかといったものや、一方で、必要な点検は通常保全、劣化状況把握のための点検でできていると考えられることから、60年目の追加点検という位置付けを与えないとできないものなのかといったような意見もございました。

そういった中で、40年目の特別点検をベースに何か追加すべきものがあるかといったような観点であれば、50年目も実施する必要があるのではないかとか、あとは、40年目の特別点検、この結果を検証する観点から追加点検で確認する項目があるのではないかとといったものや、あと、最後、特別点検は現行の運転期間延長認可制度が40年を起点に最大20年延長するものであるから、その起点となる40年時点での状態をできる限り詳細に把握するために実施しているもので、劣化評価は別途行われているものと。これは点検ですから、

当然、アズイズというか、そのときの状態を見に行くものだといったものを示した上で、特別点検や追加点検で評価すべき劣化事象が決まるものではないといった、制度上の観点も踏まえた意見がございました。

ある意味、ちょっと幅のある議論がございましたので、この論点を四角の形でまとめてみました。

60年目以降の追加点検ですけれども、先ほど見たフローの左側の i)、こちらは特に異論はなかったと思うのですけれども、右側の40年目の特別点検を踏まえたフローのところ、事業者が必要な事項を抽出した上で行うものとするのは、多分、その流れは大きく異論はなかったと思うのですけれども、その上で、右側のフロー図については、40年目の特別点検と同じ項目を同じ方法で実施するといったような意見から、あとは、40年目の特別点検項目についての確認は念頭に置きつつ、事業者による挙証責任を前提として個々のプラントの状態に応じて必要な点検を実施させるといったようなものまで幅がございました。こちらの部分はどのような方針とすべきかといったことを、是非とも本日の原子力規制委員会で御議論いただければと考えてございます。

最後になりますけれども「設計の古さ」への対応です。こちらの方もいわゆる「設計の古さ」への対応とこれまで議論してきましたけれども、なされている整理は、少なくとも経年劣化の主要6事象については、物理的な劣化として長期施設管理計画の認可制度で取り扱うといったことで、「設計の古さ」には含まれないといったことは共通の認識があるところでございます。そういった中で、それ以外の非物理的なものについて、この中で「設計の古さ」として対応を考えるとといったことであります。

一方で、ii)、常に「欠け」、すなわち「unknown unknowns」がないかを意識して、これを見つけ出すための活動が重要と。この重要性についても共通認識はございました。

一方で、既存の制度の実効性、既存の制度というのはバックフィットや安全性向上評価制度ですけれども、その実効性を高める活動として、安全性向上評価制度を更に活用していくとか、あとは、事業者との対話の機会を定期的に確保するといったことで、案としてはこれをたたき台に議論を行ったところでございます。

検討チームの議論では、海外の事例なども紹介しながら、事業者との対話の機会を定期的に設けて議論を重ねていくという方向性でよいのではないかという御意見や、一方で、対話というだけでは不足であって、設計の弱点、これはIAEA（国際原子力機関）のガイドにも明記されていますけれども、それを完全に拾うためには、個々の施設ごとにPRA（確率論的リスク評価）や人的要因まで含めて審査として議論していくことが必要ではないか。

「unknown unknowns」のようなものの議論であって「審査」という言葉は使っていないけれども、事業者と規制者が十分に腹を割って議論する場を設けたらどうかといったような提案だというような御意見もございました。

あとは、これは事業者にという観点もありますけれども、規制側にどういう負荷をかけるか、どれだけ真剣に向き合うかというのが求められているのではないかといった御意見

や、あとは、PRAや人的要因まで含めて、審査という形で見ることが現実的に成立するのかという懸念があると。対話の機会を設けることと、審査のように結果を厳格に確認することは二者択一ではないということで、間を取ったような議論でもあったかと思います。

あと、では、我々は誰と対話するのかといったところで、ATENA（原子力エネルギー協議会）、こちらは被規制者だけではなくてベンダーも会員となっていますので、これを活用した意見交換は有用なのではないか。ATENAでの活動についても紹介してもらうのもよいのではないかといった相手に関する議論や、あとは、個別のプラントごとに人的要因が異なるものであるから、設計の弱点（design weakness）も異なる可能性がある。それをどのように潰していくのかが本質であって、そのような意味で「設計の古さ」という言葉でそれを表現できているかは疑問といったことで、我々が検討することの呼称、どこに焦点を当てるかについても御意見がございました。

そういった中で、【論点】として四角の中でまとめさせていただきましたけれども、まずは、我々が正に議論しようとしていることですが、長期施設管理計画の認可制度で対応する施設の物理的な劣化やサプライチェーンの管理、これは先ほどの最初の柱のところでも説明しましたが、こちらの方は、今、制度設計について議論しています。

それ以外の高経年化に伴う諸問題を、「設計の古さ」と今は呼んでいますけれども、これを対象とすることでよいかといった、まずは議論の対象の整理と、あとは、その対象を「設計の古さ」ということで呼び続けてよいかといったこととございます。

あと、二つ目「設計の古さ」への対応は、規制制度としてバックフィットと安全性向上評価制度を活用することが可能といったことで、これは共通の認識が得られているかと思えますけれども、「設計の古さ」としてどのようなものに注意を払うべきかという「欠け」を見つけるための努力を強化することが必要だといったこともこれまでの議論でございました。

その際、個々のプラントの特徴・状態に応じて欠けを探索する手法といった取り方もありますし、あとは、技術的に未知の課題といったことでありますので、一定の技術の範囲で共通的に検討を進める手法といったことが考えられますので、どのようなアプローチが有効となり得るかといった論点が残っているかと考えてございます。

論点の説明はここまでですので、取りあえずここで説明は中断しまして、原子力規制委員会での御議論をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山中委員長

それでは、御質問、御意見等はございますでしょうか。論点を三つ挙げていただきました。いかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

今、論点を三つ挙げていただいて、これは今この場で委員間で議論をとということでしたけれども、これは別に今ここで結論を出してしまうという意味ではないですね。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

委員間の議論の結果に我々は沿って、これからの検討チームを進めていきたいと考えてございます。

○杉山委員

今後の進め方という点で。分かりました。

その点で、今、三つ論点を挙げていただいて、それぞれちょっとコメントというか、認識を言わせていただきます。

まず一つ目ですけれども、この評価期間ですよ。この点というのは、多分、私が前回、検討チームの中で質問したことから来ているのかなと思ったのですけれども、結局、長期施設管理計画というものは、次の最大10年に対して運転の認可を与える、そういった制度ですけれども、その中で、では、10年間分を評価するというだけではなぜいけないのかということをお聞きしました。

この中で、10年間を評価するのが基準適合性に関する部分で、施設の劣化に関しては、基本的に事業者が運転しようとしている期間全体を通しての見通しを示してもらおう。その辺の区別がちょっと私の中でも曖昧で、ですから、長期施設管理計画の中で評価する項目をきちんと並べて、これはどのぐらいの期間、これは運転期間のような、そういう並べ方で示していただく分には論点というほどの話ではなかったかなと、今、そういう認識でおります。まず、一つ目に対する見解です。

二つ目の「追加点検」あるいは「特別点検」なのですけれども、これについては、前回の中で、そもそも、では、今の40年目に行っている特別点検で具体的にどんな項目をやっている、具体的にどんなデータが得られていて、どう審査しているのかという具体例なしで話すのはちょっときついということで、これは具体的なものを見せていただくということで、宿題と言ったら何ですけれども、まだこれについては、少なくとももう一回やらせていただきたいと担当の委員としては考えております。なので、この論点については、改めて検討チームにこの状態の続きからかけていただきたいなと思っています。

三つ目の「設計の古さ」、これが今回の話で恐らく一番重要なところかなと思っているのですけれども、ここはある意味、意見は出尽くしているのかなと、ここに幾つか✓（チェック）印で書いていただいたもので。どうするかという点については、あの場で続けるというよりは、やはりこの原子力規制委員会である程度原子力規制委員会としての方針を固めるということで、これは検討チームというよりは、もう原子力規制委員会のフェーズに移して議論すべきかなと私は認識しております。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

○伴委員

まず、2ページ目の、要は、特別点検、追加点検の話ですけれども、これはやはり点検、

それから、評価、長期施設管理計画というものの関係をまずきちんと整理した上で、何のために何をいつ、どのタイミングでやるべきなのかという、そういう議論に落とし込んでいく必要があると思います。我々の健康診断と一緒に、頻繁にやればいいというものでは必ずしもなくて、結局、やることによって結果に結びつかなければ意味がないわけですから、そういう観点から、どういう点検が行われるべきなのかということを中心に整理すると、そういう議論が必要だと思っています。

それから「設計の古さ」というものですがけれども、前回の資料もそうでしたけれども、違和感というか、誤解があるかなというのは「unknown unknowns」なんていう言葉が出てくるのは、いや、ちょっとそういう話ではないのだけれどもと私は思っています。

つまり、ある時点でできたプラントというのは、少なくとも設計については、その時点で止まっているわけですよ。でも、世の中、新たな知見でよりよい設計が出てくれば、世の中の水準は先へ行くわけですよ。少なくとも新しいものの方がよいという前提に立てば、差は広がっていくわけですよ。

差が小さいうちはいいのですけれども、それは時間とともに恐らく広がっていくので、どこかで埋める必要が出てくるだろう。そのためにどういう仕組みを作るのかという議論だと思っていますので、何か「unknown unknowns」とかいうと、今まで誰も見たことのない化け物を探しに行くような話になってしまうので、そういうことではないと思っています。

以上です。

○石渡委員

私は2ページの論点、60年を超える場合の追加的な点検・評価ということについて、ちょっと申し述べたいのですけれども、「追加点検」という仮の名前がついている60年目の点検というのは、40年目の特別点検というのをやった20年後ですよ。これはどういう観点でやるべきものかということについて、ここに一つ全然書かれていない観点というのが私はあると思うのです。

それは、要するに、今、世界中で運転している原子力発電所で60年を超えて運転しているものは一つもないわけです。つまり、ある意味、未知の領域なわけで、60年なり、それ以上なり経過した原子力発電所が、実際、具体的にどのようなになっているのかということ、技術的ではなくて、科学的にどういう状況になっているのかというデータをきちんと集めるということは絶対必要だと私は考えます。

それは、では、どのように集めるかということ、それは点検という作業の中でデータを集めるしかないと思うのですよね。そういう意味で、この追加点検というのは、そういう科学的なデータを集めるという目的が必ずあるのだと思っております。

そういう意味で、例えば、40年目に、この40年目というのは非常に詳しい、ふだん点検しないようなところも徹底的に点検するというので「特別点検」という、そういう名前がついているわけですがけれども、これと同じところが20年たった後にどうなっているか。

つまり、例えば、亀裂が40年目に見つかったところが、皆さんは、亀裂というのは予想ができるのだと。20年たったら、どれぐらいそれが進展するかということは予想ができるのだと。だから、追加的な点検はしなくてもいいのだというような議論を時々されるのですけれども、それがきちんと予想どおりになっているかどうかということは、やはりこれは確認しないと分からないことだと思うのですよね。そういう意味で、やはり科学的データを集めるという観点がここにきちんと書かれていないというのは、私は非常に不満に思います。

以上です。

○山中委員長

委員から論点三つについて意見を頂いたのですけれども、私からも一つずつ。私は検討チームに出ておりませんので、一つずつ意見を言わせていただきますと、まず、論点の一つ目、論点の最後の部分ですね、事業者が運転を見込んである期間うんぬんという。これは、だから、劣化の見通しをその期間、評価をしてもらおうと。評価をするというか、申請をしてもらおうという、そういう意味ですよね。例えば、70年運転したい、あるいは80年運転したい、あるいは極端なケースだと90年運転したいという場合には、その見通しを示していただくと。基準に適合しているかどうかは10年間でいいけれども、70年運転したければ、70年までの見通しを事業者が示すということでしょうか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そういうことでございます。劣化評価としての終期をそこに置くといったことで、それをベースにいろいろ我々は規制上見ていくといったことでございます。

○山中委員長

その規制上見ていくという、その見ていくというのは何の審査をするのですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

まず、ございますのが、一つ目にありました技術基準への適合性のところですが、評価の、要は、予測は70年目までやっていたとしても、例えば、30年目に出てきた申請に関しましては、その予測の中で40年目の時点で基準に適合するかどうかを見ていくといったことでございますけれども、一方で、彼らが持っている保全計画、施設全体の保全のある意味のプランニングですね、そういったものは、彼らが70年まで見ているのであれば、それを前提にその計画が妥当であるかということを見ていくということになります。

○山中委員長

そうしますと、70年の時点での基準適合性を見るわけではないということですね。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そういった意味では、基準適合性は、30年目の申請でしたら、40年目、10年目のものを見るということでございます。

○山中委員長

60年目だと70年目、あるいは50年目だと60年目までは基準適合性を見るけれども、運転

したい期間に対しての見通しというのは、そういうものではないということですね。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そういうことでございます。

○山中委員長

それから、2番目なのですけれども、これは検討チームの中でもう少し詳細に特別点検の中身を紹介していただくということと、10年ごとの長期施設管理計画の中で何を見ていくのかということ、それもきちんと紹介していただいて、差分を見ていただくということが必要なと思います。

基本的に私は石渡委員の意見に賛成するところで、表現も、私は、むしろ要求するのは特別点検プラス追加点検というような、そういう要求の仕方をして、逆に事業者が科学的・技術的に特別点検の項目が十分に満足できているという場合は項目を省略していい。あるいは追加点検として自分のプラントはこういうことを見ないといけないというところを自分たちで選択するという、そういう仕組み。要求するのは特別点検プラス追加点検と。そういう表現にはなっておりませんが、私は、特別点検プラスアルファを要求して、事業者がそれに対してチャレンジしてくるという、科学的にチャレンジをするという、そういう仕組みを考えてみてはどうかと。これはもう検討会の中で議論していただいて、もう少し詳細を紹介していただいた後、議論していただければいいかなと思っています。本日、少し私の方から提案させていただきました。

基本的には石渡委員が言われるところと私は一致しております。

それから、論点の3、これは「設計の古さ」なのですけれども「設計の古さ」にもいろいろあって、例えば、長期施設管理計画という今の劣化に対する対応の中で、例えば、技術の設計の古さについては、例えば、サプライチェーンについては対応しましょうと。これはもうその部分で対応できている。

一方、規制に対する設計の古さみたいなもの、これは多分、伴委員が言われているところと私の思っているところは大体一致しているかなと思うのですが、新しい設計なり、新しい技術が出てきたときに、今動いている炉が果たしてそれでいいのかどうかという、技術的にいいのかどうかというところを見比べて、足りなければ補わなければならないと。それをどういう仕組みで補うかという、私はこれまでもお話ししているように、日本で導入されているバックフィット制度、これで十分そういう技術的な設計の古さ、科学技術的な設計の古さについては、対応できているのではないかなと思っています。

若干、言葉の中で、伴委員が言われた「unknown unknowns」という「設計の古さ」で分からない部分をどう対応していくのかというところが一番大切なかなと私自身は思っています、そこに少しきつい表現をすると、ある意味、事業者の自主的に任せるのではなくて、何らかの強制力といいますか、義務的なものを課して、それを積極的に考えさせる仕組みというのを議論していく必要があるのではないかなという。

それもそれほど難しい話ではないと思うのですけれども、それをどうするかというところ

ろは、幾つかの仕組みがあろうかと思うのですけれども、「FSAR（安全性向上評価）」という表現も出ているかと思えますし、「PSR（定期安全レビュー）」という表現も出ているかと思うのですけれども、それをうまく組み合わせることで、設計の古さの我々が気付いていない部分というのを気付く仕組みというのを作れるのではないかなと考えています。

ということで、もう少しこの点については、検討チームの中でも議論をしていただきたいところなのですけれども、少なくとも審査という形を取ろうとすると、当然、審査をするときには基準が要りますから、基準ができていないということは既に分かっているということなので、そういったものではないかなと思っています。

去年のBWR（沸騰水型原子炉）の建屋の水素対策、これはこういうことがいずれ安全上問題であるということが分かった。基準を設けてバックフィットをかけた。ただし、もう少し何か対策を取る必要があるのではないかなという部分については、自主的に任せたという、そういうやり方を取ったわけですけれども、分かっているときには基準を作って審査をすることができるのだけれども、分からないときにはそれができないので、審査ということはなかなか難しいかなと思っています。

論点三つについてコメントさせていただきましたけれども、少なくとも三つのうちの二つについては、委員の方にまだ議論を検討会の中でやっていただく必要があるかなと思っています。

何か事務局から追加でございますか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

今の山中委員長のとめからしますと、二つは議論ということだと、残る一つというのは、一番最初の論点の劣化の評価期間のこと、これはもうここで考えているようなもので特に異論はないということで、こちらの論点は、原子力規制委員会の御議論の結論は得られたということによろしいでしょうか。

○山中委員長

特に委員の方から御異論はなかったのですけれども、改めていかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

すみません。1点だけ確認させてください。

先ほどの話で、事業者自身が運転しようと思っている期間中、劣化評価を行って見通しを得るということでしたけれども、例えば、単純にその時点ではもう劣化が進んで、ある機器がもう許容レベルを下回るというか、そうなるということを示したら、それはそれでいいのですか。どのぐらいのタイミングでそういう問題が生じるという見通しを示すということをもって、我々はそういうものですかと受け取ればいいのでしょうか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきますと、まず、劣化評価をして、基準を下回るような機器があるということで劣化評価期間下に出てくれば、当然、基準を下回る前に交換する

なり、何か対策を取るなりするのが、ある意味、保全計画でございますので、そういった中できちんと対応できているかというのは見ますし、あとは、長期施設管理計画の中では、そういった中で通常にやっている保全というのがありますので、通常にやっている保全で、今のような追加的に行うような保全策といったものはきちんとできているのかというのを見ていくこととなりますので、そちらは、当然のことながら、基準を下回らないような施設管理がきちんとできているかという観点から見ていくこととなります。

○杉山委員

分かりました。運転しようとしている期間中、そういう劣化が進んでいくものに対してどう対応するかという、そういう計画を含めたものを示すということなのですね。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そういったものを事業者から申請が来たものを、しっかりと我々で確認するといったことでございます。

○杉山委員

分かりました。理解しました。

○石渡委員

石渡ですけれども、今の件については、この検討チームの会合の中でも述べましたが、そもそも我々が今後やっというとしていこうとしている高経年化した原子炉の劣化評価といいますか、この評価のやり方というのは、30年目以後、10年ごとに審査をしていくということが骨子でありまして、何年運転するかということについては、これは炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）から外すと、完全に利用政策側の裁量の方に移っていくわけですよ。

そうすると、事業者には、例えば、70年運転しますとか、そういうことを出させても、それがそのとおりになるわけでも多分ないでしょうし、余り意味のあることではないように思われるのです。事業者が運転を見込んでいっている期間というのを出させて、そのときにどうなるかという評価をやったとしても、これは事業者だけで決められるものでは多分ないのです。それは利用政策側のいろいろな判断が加わってくるでしょうから。

そうしたら、それは我々としては、規制機関としてはとにかく10年ごとに審査するのですというアイデアだったと私は理解していたのですけれども、それを今になってといいますか、劣化評価の期間を、事業者が運転を見込む全期間についてやるのだというところの意味が余り私にはよく分からないのですが。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そういった意味では、すみません。金城の方から。私の説明がちょっと足りていないところがあるかもしれませんが、これはあくまで劣化評価をやるときの、ある意味で、事業者が運転を見込んでいっている期間といったものは最初のインプットデータになるのです。インプットデータを予測式、要は、評価システムの中に入れて、出てきた劣化の予測をもって保全や技術基準適合性を見ていくのですけれども、当然、その評価式といったものも、

10年ごとに計画を作り直していくと、当然、新知見などを踏まえれば変わってくるわけなのです。

そうすると、いくら運転期間を70年と置いていても、新しい評価式で評価をすると、この炉は65年までしかもたないといったことになれば、当然、それを踏まえた運転期間といったものの見直してみたいなものが多分結果からは出てくるといったことになりますので、そういった意味では、別に30年目に70年を前提として30年時の予測式でいいとしても、当然、その後、その後の最新知見でもって評価をし直しますので、そういった意味では、最初のインプットデータはまず事業者が持っているものを入れて、我々はしっかりと予測式やその結果について確認をしていくといったことで、この規制はしっかりと機能するのではないかと考えてございますが、いかがでしょうか。

○石渡委員

いや、私は今の説明では余り納得ができないのですけれども、取りあえずは10年ごとにきちんとやるということですから、実際には余り問題はないと思うのですけれども、何年運転するつもりですかというのを事業者に聞いて、それを最初にインプットしたとしても、余り意味はないように思います。

以上です。

○片山長官

長官の片山でございます。

おっしゃるとおり、事業者が30年目の時点で70年運転したいと、することを前提に我々に申請してきたとしても、石渡委員がおっしゃるように、実際に、では、70年運転できるかどうかというのは保証の限りではないというのは、おっしゃるとおりでございます。

ただし、保全計画を作らせる上では、取りあえず運転期間をまず事業者に宣言させて、その期間の劣化評価をした上でいろいろな機器の保全計画を立ててもらわなければいけない。したがって、事業者が思う終期を宣言させないと、要は、我々の審査がうまくできないということになります。

その後、仮にその終期が変わるのであれば、それは変更申請なり、あるいは10年ごとの申請で改めて確認するというプロセスを踏んでいくということだと思っております。我々の審査の中身である保全計画を審査しようと思うと、事業者にいつまで運転するつもりなのかという見込み期間を宣言させて、その期間の劣化評価をさせて、それを前提に保全計画を作らせて、申請させるということが規制上の対応としては必要だということで、こういう御提案をしているということでございます。

○杉山委員

前回の検討チームの中で、今、石渡委員がおっしゃったことと似たようなことを私も質問しました。10年の認可を与えるのに、それ以上先の、しかも、その評価した結果がその審査、直接合否に関係のない評価をさせることは何のためでしたかということをお聞きしたのですけれども、その後、ちょっと説明を聞いて、今後の見通し、つまり、10年を超え

た先まで評価する。全体で保全計画を立てた結果、場合によっては、次の10年の中で、例えば、部品の交換を行ったりとか、そういったことに反映してくる場合もあるのだろうなということが分かってきまして、次の10年しか見なかったら、なぜこのタイミングで部品を交換するのだということになって、結局、その根拠は何なののだという、その先まで考えたら我々はこうしたいという、そういう意味で、先までの計画を示させることはこちらの要求で、ただし、その結果の中身は、ある意味、審査の可否には関わらないというか、そういう位置付けのものを示させるということは、一定のというか、十分な意味があるなと今、私はそう認識しております。

○伴委員

今、杉山委員がおっしゃったことに補足すれば、例えば、ある段階でリプレースが必要になるというような部材というか、そういったものがあつたときに、それがそう簡単に短期間で必ずしも終わるわけではない。ある程度長期的なそのための工事期間が必要であるとか、そういう場合に、どのタイミングでやるかというのを最適化するためには長期的な見通しが必要だという、そういうことだと私は理解しています。

○山中委員長

私もメンテナンスですとか、あるいは評価の手法をどのようにしていくかということ、例えば、余り具体的に例を挙げるのはよろしくないかもしれませんが、例えば、蒸気発生器ですとか、あるいはシュラウドですとか、こういったものを、例えば、この時点でやはり交換しないといけないよねというのを、予測を立てておくということは非常に大事ですし、重要なこと。

そういう大きな部品の交換というのは、やはりかなり長期に予測を立てないといけないものだろうと思いますので、一定の保全計画ですとか、あるいは予測式の妥当性をチェックしていくという、その見通しを立てるといふ、ある一定の期間での事業者が考えている運転期間の中での評価というのは大切なことだと思いますし、基準適合性は、石渡委員が言われるように、10年を超えない範囲できちんと見ていく。もうそれに尽きるわけですがけれども、やはり保全という面で見ると、実際にどこまで使うのだということを想定した上で考えていく必要があるのかなという。したがって、ここの文言というのは残しておくべきだと私も思うのですが、いかがでしょうか。

○杉山委員

あと、一言補足させていただくと、ここで、例えば、70年先までの計画を示されたからといって、我々はその期間までの運転を認めるわけでも何でもないという。我々の立場からしたら、そんなに長く運転するのはおかしいだろうという立場でもないということなのかなと。事業者がそう考えているということを我々としては聞きますということかと思っております。

○山中委員長

いかがですか。特に付け加えることはありますか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から。

今の杉山委員の御指摘のとおりでございます。

○山中委員長

あくまでも認可を与えるのは、10年を超えない範囲で認可を与えていくという。基準を満たしていなければ、次の10年の運転延長は認めないという、あくまでも長期的な見通しを立てさせるためにそれを要求するというだけの話であるということですね。

いかがでしょう、石渡委員、その辺りは御納得いただけませんか。

○石渡委員

要するに、長期的な見通しの上に立った計画を立てるための一種の仮定ですね。こういう期間、運転するつもりであるという、その仮定の期間であるということで、その中で、それだったら、例えば、次の10年にこういうことをやらなければいけないというようなことが出てくるのは当然あり得ると思うので、それはそうだと思いますが、ただ、これはあくまでも仮定の話であって、事業者の意思表示みたいなものですよね。だから、そのところは、そういう意味づけしかないものだという事はしっかり書いておいていただいた方がいいと思うのですが。

○山中委員長

表現の中で「見通し」とかいう言葉が出てきましたけれども、あくまでも石渡委員が言われるような意図が分かるように何か工夫をしてください。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

了解しました。

○山中委員長

論点については、これは皆さん、合意できたところかと思いますが、表現の問題かなと思います。

○片山長官

今後、今の御議論を踏まえて、規則ですとか、いろいろな基準類に反映していくのですが、恐らくそのときの言葉遣いとしては、ここに書いてあるような事業者が運転を見込んでいる期間みたいな言い方にならざるを得ないところはあるかと思いますが、ただ、その意味は、まさしく本日御議論いただいたように、ある種、仮置きの間であるというところはもう明快ではないかと考えております。また具体的な案ができたところでまた原子力規制委員会にお諮りして、御議論いただければと思います。

○山中委員長

そのように進めていただければと思います。

杉山委員、論点が二つ残りしましたが、この点については、御議論いただくということでよろしく願いいたします。

○杉山委員

分かりました。

○山中委員長

それでは、次の全体像の話ですね。よろしくお願いします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

続けて、今は残っている論点の御議論をいただきましたので、今度、了承事項として挙げています「分かりやすい説明資料」の方、こちらの方を説明させていただきます。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川から説明いたします。

通しの5ページ以降ということになりますけれども、先日、4月5日の原子力規制委員会と4月13日の検討チームの結果を受けて直したものでございまして、この時点でこの形のもので公表したいということの了承を求めるものでございます。

いきなり、すみません、5ページ、ちょっと間違っていて、日付を4月13日と書いていますが、18日の間違いですけれども、すみません。これは訂正しておきます。

変更した点を説明いたしますと、通しの11ページでございましてけれども、こちらは原子力規制委員会の方で、劣化というものはどういうものなのかというのを定義するべきだという御意見と、あとは、経年劣化の中で運転に伴って進展するものと、運転していなくても進展するものをきっちり書き分けるべきだという意見がありまして、このページを設けています。

二つ目の◆（ひし形）で、物理的な経年劣化と設計の古さ、非物理的な劣化の二つがありまして、それぞれどういうものかというのを例示してあるということで、経年劣化は下に絵が描いてありますし、「設計の古さ」については、一番下の五つ目の◆で例示を書いてあるというものでございます。

次、変更したのが通しの12ページでありますけれども、このページは元々IAEAの安全指針（ガイド）のことだけ書いてあったのですけれども、その上位、安全要件というのが、そこから発生しているガイドなので、それも書くべきだという意見がありまして、右下のピラミッドの形、この部分を足したということになります。

次、変更したのが通しの14ページでありますけれども、こちらについては、制度改正で何が変わったのかを書くべきだという意見がありまして、一番下の五つ目の◆を足しています。制度改正によって基準適合性を確認する頻度が10年に1回に増えるということと、内容や審査も従来よりも詳細になるということが書いてございます。

次に、15ページに行きまして、15ページの変更というのは一番下の◆であります。本日、先ほどの議論で、特別点検、追加点検については、今後、まだ検討が必要ということになりましたので、検討が必要ということまで、五つ目の◆の一番最後で「今後検討を進めます」という表現になっておりますけれども、「今後検討します」というところまで表現を巻き戻しているということになります。

次は17ページでありますけれども、17ページの五つ目の◆です。今、60年を超えて運転

している原子炉は国内外のどこにもないのですけれども、劣化を加速させた状態のデータは得られていますということが書いてありますので、それを受けて、右下に「加速的な劣化データの取得例」ということで、中性子照射脆化について、原子炉の容器よりも内側に監視試験片を置いて加速的なデータを取得しているという例示がここに書かれています。

最後、通しの18ページですけれども、こちらのページ、これも「設計の古さ」です。先ほどの議論にもありましたけれども、今後議論を進めていくということで、本日の時点では、三つ目の◆で「どのように設計の古さに対応していくかについては、今後さらに検討を進めていきます」という表現で終わらせているということになります。

説明は以上です。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

どうぞ、杉山委員。

○杉山委員

まず、これまで検討チームの途中段階の資料としては、言ってみれば、公開はしてきたわけですけれども、今回、改めてある中間段階でのものということでウェブサイトで公開するという趣旨で、これはこれで進めていくことに私は賛成なのです。

ただ、やはり元々の計画といいますか、方針では、これだけではなくて、QA集というもう少し入りやすいような形での資料と、あとは、より詳しいところまで技術的な情報を書いた技術資料、その3点セットというつもりであったわけで、なかなか、ちょうど真ん中の位置付けのこの資料だけだと、不十分だと感じる方もまだ多いだろうなと思っていました、そこはちょっと残念ではありますけれども、今後、他の資料も含めて充実を図るということで、まずはこの段階で公開をしていただきたいと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

これが分かりやすいかということ、なかなか難しいところはあると思いますが、ただ、何をしようとしていて、何が問題なのかということころは、盛り込まれていると思います。ちょっと検討チームの資料では書き過ぎのところもあって、そこは省いていただいたので、現時点でこういう形で公表して、必要に応じ改めていく、改定していくということかと思えます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

確かにこれで分かりやすいかということ、伴委員がおっしゃるとおりでなかなか難しいところもあるかなと思うのですけれども、まず、経年劣化とは何だという、その部分と、これから我々はそれに対しての安全規制というのをどのようにしていくのだということころについては、かなり説明いただいたかなと思いますので、まだ検討中のところは何か所かあ

るので、そこはまた議論していただいて、追加をしていただくという。

杉山委員が言われたように、QA集ですとか、あるいはデータ集ですよ。実際に多分イメージされているのは、審査で用いたデータを、何か資料集のようなものをつけるというイメージですかね。

○杉山委員

出せるものはそういった具体的なデータも出していただければいいのですけれども、やはりどういう項目を見ているのかというのが、今のこのざっと、例えば、通しページの11ページの「主要な6つの物理的な経年劣化事象」、これで全てを説明し切れているわけでももちろんありませんし、あと、どの事象は運転中に進んで、どの事象は運転していても進むといったような説明も、この中だけでは十分に、ほかの場所に書いてあるのかもしれませんが、そういった世間の疑問に対してまだ答え切れていないようなところもございますので、実データだけではなくて、やはり詳細な説明が欲しいかと思っております。

○山中委員長

なかなか難しいところもあろうかと思っておりますけれども、これは順次対応していただくといいことでしょうか。

○黒川長官官房総務課長

総務課長、黒川です。

ちょっとまた後のタイミングになりますけれども、またそういうものを出していきますので、よろしくをお願いします。

○石渡委員

内容ではないのですけれども、この資料の性格といいますか、位置付けといいますか、まず、この資料と、それから、この検討チーム、先ほど報告があった検討チームとの関係がどうなっているかということが全く書かれていないのですけれども、これはどうなっているのですか。

それと、表紙を見ると「原子力規制委員会」というのが左上に書いてあって、真ん中の下には「原子力規制庁」になっているのですよね。これはどちらの文書なのですか。原子力規制委員会の文書なのですか、それとも原子力規制庁の文書なのですか。

例えば、通しの7ページを読むと、これの主語は「原子力規制委員会」なのですよね。これは原子力規制委員会が作成したという主語になっているわけです。だから、これはどちらが主語なのかということをはっきりさせた方がいいと思うのです、最初の表紙で。原子力規制委員会の文書なのか、原子力規制庁の文書なのか。

その2点が気になります。

以上です。

○黒川長官官房総務課長

まず、簡単な2点目の方からお答えします。

この資料の主語は「原子力規制庁」だと考えています。5ページ目の左上の部分、これはロゴなので、原子力規制庁というのは原子力規制委員会の事務局として入っているので、そのロゴとして入れているので、この資料を作成した主語は「原子力規制庁」であると考えています。

もちろん、原子力規制委員会でいろいろな中身を決めていただいた上で、それを分かりやすくダイジェストして原子力規制庁の名義で公表することについて、原子力規制委員会において了承いただいたという、そういう性格のものであろうと理解しています。

もう一点目につきまして、すみません、正確にもう一回質問を。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

検討チームです。

○黒川長官官房総務課長

検討チームとの関係ですね。検討チームとの関係についても、先ほどの答えである種お答えになっていると思うのですけれども、検討チームでの議論、あと、この場、原子力規制委員会での議論、それらを含めまして、原子力規制庁において分かりやすい形にダイジェストしたものであるということで、それを本日この場で、原子力規制委員会において、原子力規制庁名義で公表することについての了承を求めるとい、そういう性質のものかなと考えております。

以上です。

○石渡委員

まず、検討チームとの関係については、中身が、検討チームの中でいろいろ委員とか、あるいはあの中では事業者の意見も聞いていますよね。そういう議論の中で、大分これはもまれて、文章が修正されてきているということは疑いないと思うのですよね。ですから、そのことははっきり「はじめに」のところに書くべきだというのが私の意見です。

それから、原子力規制委員会の了承を得た原子力規制庁の文書だという説明だったのですけれども、これは、しかし、どうですかね。本来、こういうものは原子力規制委員会として出すべきものではないかなという気がするのですけれども、原子力規制庁の文書だということであれば、これは初めからもう原子力規制庁ということで原子力規制委員会という名称は出さない。原子力規制庁がこれを出すことを原子力規制委員会が了承したということにすればいいのではないですか。今までも原子力規制庁の文書というのはいくらでもありますよね。いかがでしょうか。

○片山長官

原子力規制庁としては、原子力規制委員会クレジットでいいと原子力規制委員会が御判断いただくのであれば、原子力規制委員会クレジットの方がいいと思っております。そこはもう原子力規制委員会でお決めいただければということかなと思っておりますが、黒川課長、よろしいですか。

○黒川長官官房総務課長

黒川です。

一言付言いたしますと、その場合であってもいろいろな微修正というのは入ってきます。要は、いろいろな正式な意思決定をして政策判断するというものであれば、当然、原子力規制委員会で判断いただくものですが、そのダイジェストなので、要は、中身が変わると、こちらも自動的に跳ねてきまして、それを一々というか、原子力規制委員会の付議を必要とすると、なかなか運用がしにくいところがありますので、原子力規制委員会の名義で出した後で、もちろん大事な部分はまた「設計の古さ」とか、そこは見ていただく機会があるでしょうけれども、必要があって足していくみたいな部分は原子力規制庁側に委任いただけると助かると考えます。

○石渡委員

これがそういう暫定的な文書であるということであれば、これは原子力規制庁のクレジットだけにして、原子力規制委員会の名前は今のところは出さないということをやった方がいいと思いますが。

○山中委員長

ほかの委員、いかがですか。検討チームとの兼ね合いもありますし。

○伴委員

だから、確かにロゴとはいえ、5 ページのところに入っているのは、もしあれだったら、字の入っていないロゴマークだけのものに置き換えてもいいのかなと思いますし、あと、「はじめに」のところで「原子力規制委員会としては」と出てきますけれども、そういう文言をなくして、要は、この検討チームを設けて検討していますということを書けばいいのではないかなと思います。

○黒川長官官房総務課長

そこも、名義の話はどちらの選択肢もあろうかとは思いますが、先ほど長官もおっしゃったように。

○杉山委員

この資料自体は、言ってみれば、これが制度を規定しているものではなくて解説書なわけですね。その中でいろいろ規制を行う行為の主語が「原子力規制委員会」になっているのは、これは当たり前の話であって、この資料を誰が作っているかとは、それは別の話だと思っております。

ですから、やはりこの資料は、原子力規制委員がどのように今後やっていくかということをもとめた、解説した資料を原子力規制庁が作ったということが分かるような「はじめに」の書きぶりにしていただくのがいいのかなと思っております。

このロゴ、これは今まで普通にあったのですけれども、技術レポート等、別に原子力規制委員会クレジットでないものに関して、原子力規制庁の名義で出たものに関して、この文字も入ったものが普通に入っていたような気がするのですけれども、なかったのでしょうか。

○黒川長官官房総務課長

総務課長、黒川です。

余りパワーポイントのこういう資料を出すという文化がないので、余り例はないように思います。やはり基本はワードのワープロの文書で名義を書いてというので、こういうダブルのものは余り見たことはないように思います。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

すみません。例えば、お手元の資料の参考資料の通し番号で19ページ目ですけれども、すみません、私もロゴと考えると普通に使っていました。

○山中委員長

こういう分かりやすい資料というのは今まで余り作ったことがないというか、ほとんど作ったことがないのではないかなと思うのですけれども、私も、原子力規制庁のクレジットでそういう資料を作っていて、これからもバージョンアップしていくという。もちろん中身の活動は原子力規制委員会の活動ですから、中身は議論しないといけませんけれども、この資料を作っていたのは原子力規制庁だと。検討チームでいろいろな方の意見を聞いて作成したのだということが初めに書いてあれば、それでいいかなと思います。

○黒川長官官房総務課長

総務課長、黒川です。

先ほどの石渡委員の意見も踏まえまして、最初の冒頭の「はじめに」のページですね、文書の性質、要は、正式に決め事はきちんといろいろな原子力規制委員会での文書で定まっています、それを原子力規制庁の責任においてダイジェストしたものであるという、そこが明確になるような書き方にしたいと考えます。

○山中委員長

これは了承しないとイケないのですよね。どうしますか。文章を直さないといけなから、本日、了承するというわけにはいかない。

○杉山委員

まず、今回の了承の対象が何かといたら、資料の了承というよりは公開の了承なのですよね。もちろん資料のクオリティーに依存するのですけれども、これは今後、細かく改定がなされるべきだと思っているのですけれども、そのたびに了承というプロセスを求められるという認識は私はなかったのですけれども、この完成形を了承するという行為だとすると、改定するたびに原子力規制委員会にかけることになってしまうのですけれども、どういう位置付けでの今回の了承ですか。

○黒川長官官房総務課長

総務課長、黒川です。

私としては、やはりダイジェストとして出すという1回目は大事なことで、公表することの了承で、中身の細部の個々のパーツは、基本、原子力規制庁の責任でダイジェストした

ものと考えています。ただ、今後のことについていえば、例の「設計の古さ」の部分ですか、追加点検の部分はもう一度見ていただく必要はあろうかなと思いますけれども、その後もいろいろ細かい部分が決まることで足していく部分も出てくるようにも思いますので、それはこちらの側で、原子力規制庁側で改定させていただけると助かると思っています。

そういう面でいいますと、本日この場で、口頭の説明になりますけれども、この点を改定するという事を申し上げて、それで、文字はともかく、了承いただくというようにしていただけると助かります。

その点についていうと、修正する点は3点かと思います。

まず1点目、冒頭のロゴですけれども、確かにこのロゴは主語を分かりにくくさせますので、マークだけのものにするか、削除するかということで、ロゴは修正したいと思います。

次に、主語が「原子力規制委員会」となっている部分、これは当然、3ページ目以降、規制する主体は当然「原子力規制委員会」なので、運用の部分は当然「原子力規制委員会」になります。それは当然なのですけれども、冒頭の「はじめに」というページにつきましては、そういう二つ目の◆の「原子力規制委員会」は同じような整理で残るようには思いますけれども、正式には原子力規制委員会が文書を決めるものを、原子力規制庁の責任でダイジェストとして載せたものだという説明を◆を1個追加する形で作りたいと考えています。

あと、先ほど石渡委員の意見にございました検討チームとの関係というのも書き足すという。

もう一度3点を整理しますと、ロゴの削除、二つ目が主語、原子力規制庁の責任で作成したものという整理を記入、あと、検討チームとの関係の記述、この3点を修正しますということも含めて了承いただくと助かります。その文字も必要だというのであれば、今、急いで作って持ってきます。

○山中委員長

どうでしょう。

どうぞ、石渡委員。

○石渡委員

ですから、原子力規制委員会のロゴを外して原子力規制庁のクレジットにするということであれば、長官決裁のような形でやっていただければいいと思うのですが。

○黒川長官官房総務課長

総務課長、黒川です。

それはこの場で了承することも不要であろうという、そういうことでありましようか。

○石渡委員

いや、ですから、その方針を了承したということだと思います。

○黒川長官官房総務課長

理解いたしました。

○山中委員長

そのほかの委員、どうでしょう。方針を、この資料を原子力規制庁のクレジットで公開するということを了承したということによろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、了承したということで。

どうぞ。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

それでは、了承いただけたということで、最後になりますけれども「4. 今後の予定」ですけれども、今、2点は引き続き検討チームでということでありました。60年目の追加点検、これにつきましては、先週の検討チームでも、40年目の特別点検で我々が得た付加価値といった形で、要は、中身を詳細に議論しようということでも指示いただきましたので、今、その準備に入っていますから、そういったものを準備して今度のチームで立てたいと思います。

あと「設計の古さ」につきましても、本日の原子力規制委員会の議論を踏まえまして議論の準備をしたいと思いますので、この二つが準備できましたら、なるべく早く検討チームを開きたいと考えてございます。

○杉山委員

今おっしゃっていただいたうちの二つ目の「設計の古さ」、これは引き続き検討チームでということでは先ほど「はい」と申し上げたのですけれども、つらつら考えておまして、正直、結局「設計の古さ」のような概念、それはいろいろなものがあるというのはある程度は分類していただくというのが重要かと思いました。

つまり、新しいものとの対比で出てくるという話と、現在でも何か抜けがないかという視点で欠けがないか探すということは、基本、別ですので、その整理は必要だと思うのですけれども、それを整理して、また検討チームで収束はしないだろうかと、正直、思っております。

そういう意味では、あそこの場で決を採るとかいう、そういう場ではないと認識しています、検討チームは。そういう意味では、ある程度というか、原子力規制委員会としての方針をいずれ決定するのであれば、その話題については、この原子力規制委員会の場に持ってきて直接ここでやらせていただく方が、私は、手っ取り早いという語弊がありますがけれども、もうそういう段階に来ているのかなと思っております。

なので、先ほど検討チームであと二つ取り扱いますと、「はい」と申し上げてしまいましたけれども、「設計の古さ」については、ちょっと時間を頂くことにはなると思うのですけれども、この原子力規制委員会でやらせていただきたいと思うのですけれども、い

かがでしょうか。

○山中委員長

基本的にある程度は収束しているのかなど。分類分け、何を検討しないといけないのか。あるいは恐らくこれから議論しないといけないのは、仕組みといいますか、どういう方法でそれを議論していく、あるいは見つけていくのかというところ、その辺りはどうなのでしょう。検討チームで議論をしていただいて、ある程度結論は出そうな気がするのですが、あるいはここでもいいのですが。

○伴委員

多分、ここで議論をしてもこの間の検討チームと同じような形に恐らくなってしまうので、そうだとすれば、この問題をどういう形で仕組みとして落とし込めるか。オプションは一通りではないと思うのです。オプションA、B、C、そういったものをまず検討チームの中で出して、それぞれの長短、pros and consを整理して、どれを取るかというのをここで議論するというようなやり方ではないかと思います。

○山中委員長

杉山委員、どうでしょう。

○杉山委員

そうすると、では、次の検討チームでそれを整理してということですか。

○伴委員

だから、その整理する過程でオプションがそれで主要なものが出尽くされているか、見るべき長所、短所が網羅されているかということを確認した上で、最終的な決定は原子力規制委員会でやればいいのではないのでしょうか。

○片山長官

長官の片山です。

実はこの論点は、本日の御議論でも何かかみ合っていないのではないかと事務局からは見えるところがございまして、伴委員はunknown unknownsというお化けを追いかけるべきではないというか、それは捉えどころがないという御意見を一番初めに述べられたと思います。

山中委員長は、unknown unknowns以外の分かっているものはバックフィット制度で対応できていて、ただ、まだ基準というようなところまで至らないものというのは自主的な取組に委ねる部分もあるというようなお話があり、主たる残っているのはunknown unknownsだというような御趣旨かなと思って受け止めていたのですけれども、一方で、検討チームではunknown unknownsをどうするのだという議論が随分されているわけですが、要は、選択肢を示すという意味でも、一体何をターゲットに選択肢を示せばいいのかということを少しここで御議論いただかないと、事務局も選択肢を示すというのがなかなか難しいのではないかとっておるのですが、その点、もう少し御議論いただければ幸いなのですが。

○伴委員

私もそこに、委員長の御意見は理解した上で、必ずしも同意できないところがあって、unknown unknownsということではないと思っていて、先ほど申し上げた世の中の求めるべき水準というのは、ムービングターゲットで進んでいく。既存のものは、それと比べれば差が広がっていくので、そこをどう埋めていくか。

そのために我々はバックフィットという制度を持っていますけれども、それは言ってみれば、かなりジェネリックな事柄に関してトップダウンで規制要求として落としていくというやり方ですよ。それとは別に、ヨーロッパのPSRがやっているようなボトムアップ的なアプローチがあるのだろうと思うのです。だから、我々のバックフィットがトップダウンだとすれば、そういうボトムアップ的なアプローチというものをもう少し充実させる必要があるのではないかと。

これは必ずしも喫緊の課題ではないかもしれないのです。というのは、新規制基準で相当いろいろなものを取り込んで、その基準適合性を確認してまだ余り時間がたっていないので、現時点では比較したところでそんなに問題が出てくるとは考えづらいのですけれども、結局、今後10年、20年、30年と時間がたっていったときに、その差はどんどん開いていく可能性があるわけですよ。そこで、当然、トップダウン的なバックフィットはかけて縮めていくのですけれども、それでもやはり残るものがあるかもしれない。それはボトムアップ的に丁寧に見ていくべきではないかというのが私の主張です。

○山中委員長

それを重々承知した上で、ボトムアップ的ないろいろな取組というのは、これまでもCNO会議でありますとか、あるいはCEO会議であるとか、あるいはATENAとの面談であるとか、そういういろいろな仕組みでやろうとはしているのです。

当然、各事業者に対してはFSARで各定検（定期事業者検査）ごとに仕組みとしては設けてある。ただ、それをもう少し機能的に、例えば、ヨーロッパが行っているような10年ごとのPSRに相当するようなものを仕組みとして考えるべきではないかというのが、多分、伴委員が言われているところだろうと思うので、私が言っている、「unknown unknowns」は私が考えたワードではないので、余り好きなワードではないのですけれども、「設計の古さ」に対する欠けもきちんと把握する必要がありますし、新しい劣化モードがないかという、そういう欠けも見つけていく必要があるし、全てそういう我々が気がつかないところはないかというところを、事業者との様々な相互作用の中で見つけていかないといけない。その仕組みはどうかだということだろうと思うのです。

そこは恐らく仕組みの差なのかなという。私は、だから、バックフィットというのをメインにして、FSARなり、FSARの中のPSR的なものをきちんと議論していくことで対応できるのではないかと、そういう考えでいるのですけれども、具体的に何かその仕組みを提案したわけではないので、そんなに大きく意見が隔たっているとは思いません。

杉山委員、いかがですか。

○杉山委員

ボトムアップを図るという趣旨は、私も賛成といいますか、同じ考えで、それが重要だと思っております。ただ、それを今行われているFSAR、すなわち、安全性向上報告書、この中に期待するというものではぬるいというような議論が行われまして、そうすると、審査を行うべきという。安全性向上報告の中でも、定検ごとに出てくるものというよりは、10年に1回やる定期安全レビュー、PSR、これに相当する部分についてだと思っておりますけれども、きちんと審査を行うべきという考え方。

私はそれは話としては分かるのですけれども、審査である以上は合否が出てくるわけですね、合格、不合格、許可、不許可。基本的には今の基準を満たしている状態で、そこよりもさらなる努力を求める。そういった部分に対して合格、不合格というのは一体何なのだろうというところがあって、それは結局、合格基準がどんどん上がっていく。しかも、それがプラントごとに違うというのは制度として成立するのか。私はしないのではないかと考えていて、するのかもしれないのですけれども、少なくとも今我々はそれを定めるようなアイデアはないです。

そういう意味で、私は、安全性向上報告書をより活用していく。この活用するというのが言葉だけにならないためには、原子力規制委員会、原子力規制庁側の努力がかなり必要です。例えば、事業者が検討しました、何か欠けがないか検討した結果、ありませんでしたと出してきたときに、そんなことはないだろうと、ここが欠けているだろうと我々が模範解答を示せる状態になっていなければいけないわけで、それは世間のあらゆる情報を収集して、規制においてこうすべきという答えを我々が用意した上でないと審査できないわけですから、結局、制度をどうするかというのは、我々が我々の中でどう取り組むかという問題になるのだと思います。

すみません。そこで着地点というのではないのですけれども、そういうわけで、かちっとした制度に組み込む、規制に組み込む、あるいは審査に組み込むのは難しだろうというのが私の考えです。

以上です。

○伴委員

「審査」という言葉を使ったのは私ですけれども、それはある意味、一番きついやり方という意味で使っている部分はありますけれども、10年に1回のPRAを安全性向上評価で求めている。それをどう見ていくかということなのですから、例えば、ヨーロッパでもやっていますけれども、ベンチマークとなるリファレンスプラントを指定して、最新のEPR（欧州加圧水型炉）ならEPRを指定して、それとの差分を見る。PRAで差分を見ていく。どういう措置を取った場合にCDF（炉心損傷頻度）がどれだけ下がるかとか、そういった評価をさせているわけですね。だから、そういったことを要求して、それをしっかり規制側で見ていくということは意味があることだし、できるのではないかと考えているのですが。

○杉山委員

現時点で要求はしているのではないのですか。位置付けが出てきたものに対して我々が審査をするというプロセスではなくて、ただ、それなりの担当の人はきちんと見ていて、場合によっては事業者にフィードバックを返しているという状況は今でもあると思っておりまして、結局、今、PSRを求める、定期安全レビューを求める。その中で確率論的リスク評価、確率論とは限らないですけども、プラントの様々な現在の状況を踏まえた評価を行う。これはもちろん求めるべきで、その出てきたものの取扱いをどうするか、そこが論点なのだと思います。

○伴委員

はい。そこはそうだと思います。

○山中委員長

そんなに大きくずれているとは思わないのですけれどもね。要は、結果をどう我々が判断していくかという、あるいは事業者とどう議論していくかというところに尽きるのかなと思うのですが。欠けを探していく、あるいは差分を見ていくというところ、その辺の仕組みの問題、あるいは取扱いの問題なのかなという、余り大きく伴委員と私の間にずれはないように思うのですが。

当然、我々が、これは欠けているよ、安全上重要ですよという問題が出てきたら、すぐさまバックフィットをかけるわけですけども、もう少しいろいろ議論をしてみないと分からないよねというようなどころが出てきた場合には、少し時間をかけて議論していく、あるいはPSRが出てくるまで待って、それを見て判定するというところは、どういうやり方があるのかというところだと思うのですが。

どうぞ。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

企画課長の金城ですけども、私は、次にもし何かこの議論をやるのであれば、作ってみようと思ったイメージ、本日の議論を聞いていて思ったのが、先ほど説明しました「分かりやすい説明資料」の12ページ目を御覧いただけますでしょうか。

ここで「原子炉施設の高経年化とは」と言っていて、IAEAのガイドなどを見ながらまとめていて、上の紙の中でも説明しましたが、物理的な経年劣化から「技術の旧式化」までは今回の長期施設管理計画で扱うよねというようなところで、今正に議論しているのは、それで扱わないとなっているその下の「規則・規格基準の旧式化」で、この中にdesign weaknessが入っていたと思いますけれども、そういったものと、あとは「知識の旧式化」といったようなものは、正にどう扱おうかというのが残っているかと思います。

本日の議論を聞いてみて、あと「規則・規格基準の旧式化」、特にdesign weaknessに代表されるような検討は、多分、皆さんも異論がない。そういったところは議論していこうねといったところだと思いますけれども、むしろ「知識の旧式化」といった中で、これがunknown unknownsと言われているものがこの中に入るのかどうかもちよっと自信は持てませんけれども、ここの「知識の旧式化」自体の扱いをどうしようかということで議論が分

かれているのかなと考えていましたので、実は、もし検討会でやるなら、そこら辺の整理をしたものを出そうかと思っていました。いかがでしょうか。

○杉山委員

先ほど次は原子力規制委員会だと申しあげましたけれども、もう一回検討チームでその辺を整理したものを出していただけるのであれば、そうした方がいいかなと思いました。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

となると、多分「規則・規格基準の旧式化」、design weaknessみたいなものは、多分、新しい炉に比較して、あとは、ベンチマークなどに比較してこの炉はどういうところが足りている、足りていない。その際に多分アウトプットとして出てくるのが、やはりバックフィットが必要かといったことで、多分、この「規則・規格基準の旧式化」の議論にも沿ったような何か仕組みが作れるかなと思いますけれども、一方で「知識の旧式化」に、こちらに「unknown unknowns」を入れると、これはやはりまずは対話ぐらいから始めないと、そもそも方向性とか、杉山委員がおっしゃったような基準といったものはこの中には多分持ち込めないで、そういうもう少し自由に議論できる場というような形で、何か二つぐらい場が必要かなという、今、捉え方をしています。

○山中委員長

伴委員、どうでしょう。認識としては多分。

○伴委員

別にそこに違和感はないですし、実際に先ほどから私が言っているボトムアップ的なアプローチがきっかけとなって、トップダウンに落とすバックフィットがなされる場合もあると思うので、要は、だから、全て補完的にあらゆる努力をするということだと思います。

○山中委員長

では、改めてその仕組みについて、あるいは制度の古さ、あるいは設計の弱さというのですか、その部分についてどうするのだという話を少し検討会で議論していただいて、具体的に何か提案が出てきたら原子力規制委員会で議論するということよろしいですか、杉山委員。

○杉山委員

はい。それでお願いします。

○山中委員長

以上でいいですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

資料のイメージはできましたので、私は大丈夫です。

○山中委員長

そうしましたら、本日、説明があつて論点を挙げていただきましたけれども、残った2点の論点について検討会で議論した上で、改めて原子力規制委員会に諮っていただくということをお願いいたします。

議題2を終了いたします。

改めて議題1に戻りたいと思います。御説明をお願いいたします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の管理官の内藤です。

お時間を取らせて申し訳ありませんでした。文書番号につきまして、同じ総室発第78号ということで確認を取りまして、平成27年も令和4年もこの番号で出ているということ申請書の方で確認してまいりました。

改めまして敦賀2号炉の設置許可変更申請書に関しまして、補正を求める指導文書を発出することについて御決定いただくべく、御議論をお願いいたします。

○山中委員長

石渡委員、いかがでしょうか。

○石渡委員

これで間違いがないということであれば、それで結構です。

○山中委員長

それでは、別添のとおり、敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書、2号発電用原子炉施設の変更の補正を求める指導文書を発出することを決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

ありがとうございます。それでは、そのとおり決定いたしたいと思います。

以上で議題1を終了いたします。

本日最後の議題は「第58回技術情報検討会の結果概要」です。

説明は、技術基盤課の遠山課長からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

この議題は、今年3月30日に開催されました第58回技術情報検討会の結果の概要を御報告するものです。

資料の2ページから中身がございしますが、まず、安全研究及び調査・研究から得られる最新知見として、自然ハザード関係を4件御報告しております。

最初は「『内陸地殻内地震の3ステージモデルに適合した短周期レベルのスケーリング則の提案』について」というもので、この論文は、内陸地殻内地震の地震動を評価する際の特性化震源モデルの設定に用いられている短周期レベルの地震モーメントに関するスケーリング則の新たな経験式を提案したものです。

これについては、従来のレシピで用いた式と比べて、レベル観自体を変える式でないということを確認しているという報告でありまして、対応としては、現在、地震・津波研究部門で実施中の安全研究の中で、この経験式を含めて適合性を検討していく。また、地震本部の動向を注視して、十分な情報が得られたところでもう一度判断しようということ

ございました。

二つ目が下北半島北部の津波堆積物でありまして、過去6,000年間に五つの津波堆積物が認定されたというもので、最も新しい津波堆積物の年代が1450年～1650年の辺りであったというものです。そして、最も高い堆積物の標高が7m強であったと。

これにつきましては、資料の4ページですけれども、既に許可をした施設につきましては、この知見を上回る津波が想定されていて、審査結果への影響はございません。また、審査中の施設については、この情報、知見を含めて今後確認していくということでございます。

三つ目が「北海道山越郡長万部町で確認された水柱について」ですが、2022年8月から約50日間、旧天然ガスの坑井から高さ30mに達する水やガスの噴出があったというものです。

この土地周辺の地震活動、あるいは地殻変動に由来したものではないという調査結果が得られておりまして、しかし、これについては、資料5ページですけれども、人為事象に関する外的ハザードとしての潜在的な懸案事項であると考えられるので、ただし、国内ではまだ今までごくまれにしか発生していないので、基準規則等の解釈に追加するほどの事象ではないと考えます。

一方、この油田・ガス田地帯に立地する原子力施設も存在するので、被規制者向けの情報通知文書、NINを発出するという事としております。

四つ目、最後は2021年12月にアメリカで発生した竜巻の調査の結果です。

これはアメリカの中部・南部で大きな竜巻が多数発生したというのですが、これについては、この竜巻の一番大きなところは改良藤田スケールというもので4というランクに相当しまして、最大風速は毎秒85mであったと。ただし、これは国内で過去に観測された最大風速毎秒92mには包含されているというものであります。

それから、続きまして、国内外の原子力施設の事故・トラブル情報の分析の結果ですが、1次スクリーニングの対象11件のうち、2次スクリーニングに移行するものはございませんでした。

それから、そのほかの議題として、資料7ページですが、原子力施設・原子力安全に関する事象ではないものとして、旅客船KAZU Iの浸水事故について御紹介いたしました。これについては、運輸安全委員会の経過報告が出ておりましたので、これに基づいて報告をしておりますが、主な要因の一つとしてハッチや隔壁の水密機能の劣化、あるいは事業者の安全管理の規定違反などが挙げられております。

本件につきましては、事故の内容そのものではなくて、例えば、監督官庁の規制がどうであったかというような視点が必要ではないか。それから、資料8ページにありますけれども、やはり原子力の規制とは前提が大分異なっているもので、取扱い方は工夫が要るけれども、原子力以外の産業については、当面は重大な案件について扱っていくのがよいのではないかというような御意見がございました。

最後に、最近、フランスのPWR（加圧水型原子炉）の安全注入系の配管で見つかった応力腐食現象で、その速報をしております。

フランスのパンリー1号機というところで一つ欠陥が見つかっていて、これは二重補修をした溶接部で確認されたというものです。また、パンリー2号、カットノン3号でそれぞれ熱疲労によるものが発見された。これらはいずれも速報でございますので、今後、引き続き情報を収集して、技術情報検討会で報告をするということとしております。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

御質問、御意見等はございますか。

○石渡委員

内容に関する事で一つ申し上げますと、通しの4ページの下に脚注があるのですね。これは何かといいますと、下北半島の津波堆積物についての御説明の中で、標高7mのところに津波堆積物があるという話があったので、この堆積物のその場所での厚さはどれぐらいかという質問を私がしたのです。それに対して数mmですとその場で答えがありました。

ところが、その後で調べて論文を読み直してみると、柱状図とかも書いてあって、本文の内容からも、そこの津波堆積物の厚さは、その論文を書いた当人たちは10cmと認識しているということで、この脚注が書いてあるのです。

自信がなければ、これは分かりません、後で調べますとその場で答えればいいわけですし、なるべく正確にその場で答えていただく必要があるなということ、これはお願いですけれども、それが一つ。

それから、もう一つは、この報告書、今回の結果概要は単純な誤字・脱字が幾つかあります。例えば、3ページ目の2)の表題で「下北半島に北部に」というところの最初の「に」は要らないですよ。

それから、5ページの真ん中よりちょっと上の私の発言で「憤出する」という言葉が何回か使われていますが、この「ふん」はくちへんの「噴」ですよ。りっしんべんではないです。

この辺、ほかにもあるかもしれませんが、ちょっと文章を見直して誤字・脱字は直していただきたいと思います。

以上です。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

大変失礼いたしました。今後、注意してまいります。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

○杉山委員

最後のフランスのパンリーの応力腐食現象に関してですけれども、ここでの中身がどう

というわけではないのですけれども、これが高経年化等と正に関係する、今分かりつつある新現象かもしれないわけで、これに対するアプローチというのは、正に今後の取組の一つのモデルかもしれないです。

我々としてこれらのいろいろ情報を調べてというのはあるのですけれども、これに対して事業者がどのような調査なり、情報入手をしているのかというのはすごく気になるところで、その辺は事業者から情報を、すみません、国内事業者ですね。国内事業者がこの件に対してどう取り組んでいるかなんていうのも、状況が分かったら教えていただきたいと思っています。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山です。

了解いたしました。

○山中委員長

この辺、ATENAと何かやり取りはないのですか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

こちらに関しては、今、ATENAが取り組んでいる大飯で発生したSCC（応力腐食割れ）との関係で彼らの方でも内容を把握しておりまして、こちらについては、1年に1回程度聞き取りを公開でいたしておりますので、そちらの中で説明していただけるものと思います。

○山中委員長

是非、杉山委員からコメントもございましたけれども、フランスの事例というのは、これは幾つかが混じっている可能性があるもので、きちんと整理をして、分類をしていただいた方がいいかなと。大飯と似通っているところもあるし、少し違うところもあるように思いますので、全部を一緒くたにするのではなくて、きちんと分析をしていただければと思います。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

承知しました。おっしゃられるように、熱疲労で発生した方については、日本とはそれほど似た点はないのかなと思いますけれども、今回発見されたパンリー1号の方については、共通点も含めて検討が必要だと認識しております。

○山中委員長

よろしく申し上げます。

そのほかに御意見、コメントはございますか。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということで、以上で議題3を終了いたします。

本日予定していた議題は以上になりますけれども、そのほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○石渡委員

トピックスというのが後ろについていますけれども、柏崎刈羽について、5号機での火災・発煙の発生についてというのがありますけれども、これ以外に最近新聞などで報道されたものとして、PP関係といいますか、核防護関係の事案が報道されていますよね。ここでは核防護とか、あるいは保障措置関係の事案というのは、もちろん公表できないものもあるかもしれませんが、新聞などで、あるいはテレビなどで報道されたものについては、ここに載せるのですか。それとも、これは安全に関することだけを載せるのですか。その辺の方針はどうなっていますか。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

緊急事態対策監の古金谷でございますが、明確なルールとしては今はございませんが、これまでの運用としては、どちらかというところ、石渡委員の御指摘のように、セキュリティの関係はこれまで載せていないというところが実態としての運用でございました。しかしながら、今の石渡委員の御指摘のように、公表されているような事案もございまして、そういう意味では、そういったところをどういう改善ができるかというのは考えたいと思います。承知しました。

○石渡委員

それでは、来週の原子力規制委員会のトピックスとしてでも公表できるということであれば、既に報道されているわけですから、これは報道できると思うので、それについて追加で報告していただくようにお願いします。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

承知いたしました。東京電力が公表しているものがございまして、そちらの方を添付するようにいたします。

○山中委員長

今、何か発言できることはないですか。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

本事案は、報道でもございますように、IDを周辺防護区域のところでは不正して入庫したと。防護区域のところでは、それをしっかりと警備員の方、見張り人の方が見つけて対処したということでございます。

○金子次長

IDではなくてスマホですね。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

すみません。スマホの持ち込みですね。これは許可が必要だということがありますけれども、許可なしで持ち込んでしまったということもございまして、そういったところの我々の要求事項として、本件について、今、我々として大きな問題かということ、そういうことではないということも考えております。当然のことながら、彼らもいろいろな自主的なセキュリティの対策をしておりますけれども、我々の求めとの関係では大きな問

題ではないと認識しております。

○山中委員長

よろしいでしょうか。

それでは、次週の原子力規制委員会は、伴委員がフランスで開催されますOECD/NEA（経済開発協力機構/原子力機関）のWGLSC（リーダーシップ及び安全文化ワーキンググループ）の会合に出席されるため、欠席されます。

そのほかに何かございますでしょうか。

ないようですので、本日の原子力規制委員会はこれで終了します。ありがとうございました。